

# 特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置 基準の特例的な柔軟化

（規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）対応状況）

厚生労働省 老健局

# 特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化

## 規制改革実施計画の内容

### ■ 特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化

厚生労働省は、ビッグデータ解析、センサーなどのICT技術の最大活用、介護補助職員の活用等を行う先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。

厚生労働省は、当該検証の結果を踏まえ、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。

厚生労働省は、当該論点整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。

[実施時期:令和5年度結論・措置]

## 検討の状況

- 本年4月27日開催の第216回介護給付費分科会において、令和4年度に行った実証事業等の結果について報告、議論。
- 9月8日開催の第223回介護給付費分科会において、これまでの意見のとりまとめ及び関連する事業の実証結果等の報告を行った上、現状と課題及び論点等について議論。
- 11月中に具体的な対応の方向性について議論を行い、年内に結論を得る予定。

## <現状と課題>

- 介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活躍により、業務の改善や効率化等を進めることによって、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくことなどを考えている。
- 前回の令和3年度介護報酬改定では、主に以下を実施した。
  - ① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算等の見直し
  - ② 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
  - ③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等について、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用の観点から、実際にケアの質や職員の負担にどのような影響があったのか等、施行後の状況を把握・検証するとともに、実証データの収集に努めながら、必要な対応や、介護サービスの質や職員の負担に配慮しつつ、更なる介護現場の生産性向上の方策について、検討していくべき」とされたところ。
- また、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否については、先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を行い、社会保障審議会介護給付費分科会へ意見を聴き、論点を整理するなど、所要の検討を行い、令和5年度中に結論を得て、速やかに必要な措置を講ずることとされたところ。
- 審議報告を踏まえ、テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等の影響や改定後の状況の把握・検証を行うため、介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業を行ったところ、見守り支援機器の活用による職員の負担軽減やケアの質の向上への効果、体制整備による職場環境の改善等が確認される一方、介護ロボットの導入割合は見守り支援機器で30%（入居・泊まり・居住系）、入浴支援で11.1%（入居・泊まり・居住系）、介護業務支援機器で10.2%（入居・泊まり・居住系）等であり、介護ロボット等のテクノロジーの導入は、事業所全体に幅広く普及しているとはいえない状況であった。

# 介護現場における生産性向上の推進の現状と課題及び論点

## <現状と課題>

- このような中で、令和3年度以降に介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（以下、効果測定事業という）を行い、「見守り機器等を活用した夜間見守り」、「見守り機器以外の介護ロボットの活用」、「いわゆる介護助手の活用」、先進的な取組を行う施設における実証を含めた「介護事業所からの提案手法」に関する実証を行ったところ、
  - ・ 見守り機器の導入割合に応じた「直接介護」と「巡回・移動」の合計時間の削減や、適時的な利用者へのケアの提供による、ケアの質の確保
  - ・ 介護現場の課題やニーズに合わせた介護ロボットの活用による適切なタイミングでの利用者へのケアの提供や、介護職員の負担軽減
  - ・ テクノロジーの活用及びいわゆる介護助手が間接業務を担うことによる介護職員の業務時間の削減とケアの質向上に資する時間の増加等の結果が確認された。
- 令和5年度の効果測定事業においても、令和4年度に実証した提案手法の更なる検証を含め、エビデンスの収集・蓄積を継続して行っている。
- また、現在、介護助手等を導入（雇用）している介護施設・事業所は全体の約51%と介護助手等の活用は進んできており、女性や60歳以上の方などが介護助手等として活躍されていた。

## <論点>

- 今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急激に減少していくことが見込まれ、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。  
こうした状況を踏まえ、
  - ・ 利用者のQOLや安全等の確保を図りつつ、介護職員の業務負担軽減や介護サービスの質の向上を図り、
  - ・ 多様な人材がやりがいをもって働くことができる介護現場となるように、更なるテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活躍を推進するに当たって、どのような方策が考えられるか。

# 社会保障審議会 介護給付費分科会における主なご意見①

## (介護人材の確保と介護現場の生産性の向上)

※ 第218回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局において整理したもの

### (生産性向上の考え方)

- 介護の生産性向上については、合理化ではなく、サービス利用者にとって介護サービスの質が担保されることが何より重要。
- 「生産性向上」ではなく、「生産性向上（業務改善）」としていただくと、生産性向上の考え方が理解されやすいのではないかと。
- 介護分野の「生産性の向上」という言葉は、利用者が物に見られているように思うので大変違和感がある。
- 今後、生産性の向上の取組が広がる中で、効果とともにトラブルや事故などが起こってくると思う。効果だけでなく、その改善につながるチェック作業とさらなる検討を希望する。
- 生産性向上について、業務改善や効率化を通じて、仕事の質を高めて、ケアの質を高めるというこの考え方がきちんと理解されるようにということが重要。

### (人員配置基準、報酬上の評価)

- 導入インセンティブについては、見守り機器の設置や情報通信機器の使用で認められている夜間の人員配置基準の緩和や夜勤職員配置加算について、さらなる緩和を検討すべきではないか。その際に、ユニット型施設や小規模施設への導入促進についても、インセンティブが働くよう、検討すべきではないか。
- 介護ロボット等の活用による業務負担の軽減や効率化は不可欠。4月の分科会で様々な指摘があったことを踏まえ、介護報酬上どのような対応があり得るか、具体的な提案をお願いします。
- テクノロジーの導入・活用について、利用者の安全と尊厳を確保した上で、ケアの質の向上及び介護従事者の負担軽減を図る必要があり、人員配置基準の緩和ありきとならないように検討すべき。

### (テクノロジー等の活用の効果把握や進め方)

- 見守り支援機器導入の結果について、利用者への処遇にどれだけの効果があったのかという利用者側からの機器導入の価値についてもエビデンスを提示すべき。
- 一律に導入を進めるのではなく、まず、焦点を絞って、積極的な導入を図るためのインセンティブ、補助金の在り方を検討する必要があるのではないかと。
- 介護現場で何が求められていて、何をどう導入すると効果的なのかということが非常に重要。実証ではネガティブな結果が出ている介護ロボットもあったので、今後は、ネガティブな結果が出ている介護ロボットに財政支援を行うのではなく、ポジティブな結果が出た介護ロボットをサポートしていくべきではないかと。
- 実証結果は、施設やサービス類型によるばらつき、平均の数値と個々の数値に大きな開きが見られる。負担が増加した・疲弊したという声もある中で一律に当てはまらないということを踏まえる必要があるのではないかと。
- 実証結果では、テクノロジー活用による業務負担の軽減や効率化の観点で指標が設けられているが、利用者の効果、安全性・尊厳の視点での指標を示すことが重要。
- 生産性の向上及び業務改善について、引き続き、テクノロジーの導入・活用による効果を把握・検証していく必要があるのではないかと。
- テクノロジーや介護助手の活用は、人材不足の観点からも有効なのでさらに推進していくべきではないかと。

# 社会保障審議会 介護給付費分科会における主なご意見② (介護人材の確保と介護現場の生産性の向上)

※ 第218回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局において整理したもの

(テクノロジー等の活用にあたっての関係者の理解)

- テクノロジーや介護助手の活用を推進するにあたり、導入前提ではなく、導入することの妥当性を現場に理解いただいた上で前向きに現場に取り入れていく道筋を丁寧に作ることが重要。
- 本人や家族に対して、テクノロジー導入について理解できるよう説明いただくことを希望する。

(実証事業のあり方)

- 導入・活用による変化だけを見るのではなく、一連のプロセスを通じたマネジメントの充実・見直しが継続的な業務改善やケアの質の向上につながり得るという観点での実証も考えていく必要があるのではないか。
- 現状の枠組みでも、事業者さんからの提案という実証テーマが設けられているが、例えば、保険者から提案していただく等、ある圏域で、全体として、様々な手法で、ここで言うところの生産性向上、結果として仕事の質やケアの質を高めていくということを面で展開することに取り組むということも考えられるのではないか。それを進めることによって、報酬で見るところ、補助金などで見るところ、そのほかの事業で考えるべきところが整理されていくのではないか。

(いわゆる介護助手の活用、中核人材の確保)

- 介護職員が本来の介護業務に専念するためにも、介護助手の導入については、今後もさらに検討を進めていくべき。
- 介護助手について、実態として過去から行われている非常勤職員の活用であると思われるので、介護業務としての分析をさらに行うべき。その上で、介護職員の業務のうちどの部分を介護助手が担うのか明確にして、エビデンスを含めて提示すべき。
- 介護助手について、専門職と専門職以外の人が混在することになるので、マネジメントがとても重要。マネジメントは誰が担うのか示すべき。
- 介護助手について、介護職員業務の一部を介護助手に担わせるとしたならば、現行の配置基準上、どのように考えるか。新たに介護助手の基準をどうすべきと考えるか。また、その場合、介護報酬のあり方についても示すべき。
- 介護助手の身分や介護助手を人員配置基準に含めるのか否か、しっかりと定めていくことも必要。そういった意味でガイドラインが早急に必要ではないか。
- 生産性向上の取組を推進するにあたり、介護福祉士を中核人材として位置づけること、その役割を担う人材の確保が重要。

## 参考資料



# 介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業(令和4年度実証事業)

## 目的

介護現場において、テクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活用等による生産性向上の取組を推進するため、介護施設における効果実証を実施するとともに実証から得られたデータの分析を行い、次期介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集等を行うことを目的とする。

### 実証テーマ① 見守り機器等を活用した夜間見守り

令和3年度介護報酬改定（夜間の人員配置基準緩和等）を踏まえ、特養（従来型）以外のサービスも含め、夜間業務における見守り機器等の導入による効果を実証。

### 実証テーマ② 介護ロボットの活用

施設の課題や状況等に応じた適切な介護ロボットの導入とそれに伴う業務オペレーションの見直しによる効果を実証。

### 実証テーマ③ 介護助手の活用

身体的介護以外の業務や介護専門職のサポート等の比較的簡単な作業を行う、いわゆる介護助手を活用することによる効果を実証。

### 実証テーマ④ 介護事業者等からの提案手法

生産性向上の取組に意欲的な介護事業者等から、取組の目標や具体的な取組内容等に関する提案を受け付け、提案を踏まえた実証を実施。

## 想定する調査項目

※具体的な調査項目、調査手法（実証施設数含む）については、事業内に設置する有識者で構成する実証委員会にて検討

- ・ 介護職員の業務内容・割合がどのように変化したか
- ・ ケアの質が適切に確保されているかどうか（利用者のADL、認知機能、意欲等に関する評価、ケア記録内容 等）
- ・ 介護職員の働き方や職場環境がどう改善したのか（職員の勤務・休憩時間、心理的不安、意欲の変化 等） 等

## 実施スケジュール

4月～6月	実証施設選定（テーマ①～③）、提案募集・選定（テーマ④）、実証計画（調査項目・手法等）の策定
6月・7月	事前調査
9月・10月	事後調査（1回目）
11月・12月	事後調査（2回目）
12月～3月	データ分析、実証結果のとりまとめ

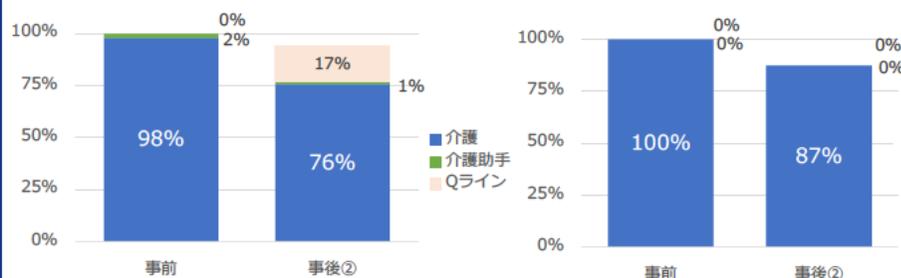
## 導入目的

テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすデータを活用したP D C Aサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める

- ▶ テクノロジーの活用及び介護補助職者（Qライン：クオリティライン）※1が間接業務を担ったことで、昼間の介護職員の総業務時間※2は76%に減少した。
- ▶ 夜間は介護補助職者はいなかったが、見守り機器活用や、夜勤者の業務を日勤帯に変更したことで、業務時間は87%に減少した。

※1：実証期間中は、介護職員のうち一定数をQラインとして配置し、安全確保をしつつ間接業務を実施した。

職員タイムスタディ調査結果※3：実証期間中の総業務時間の変化  
昼間（7時～20時） 夜間（20時～翌7時）



事前 n=324  
事後② n=323



職員

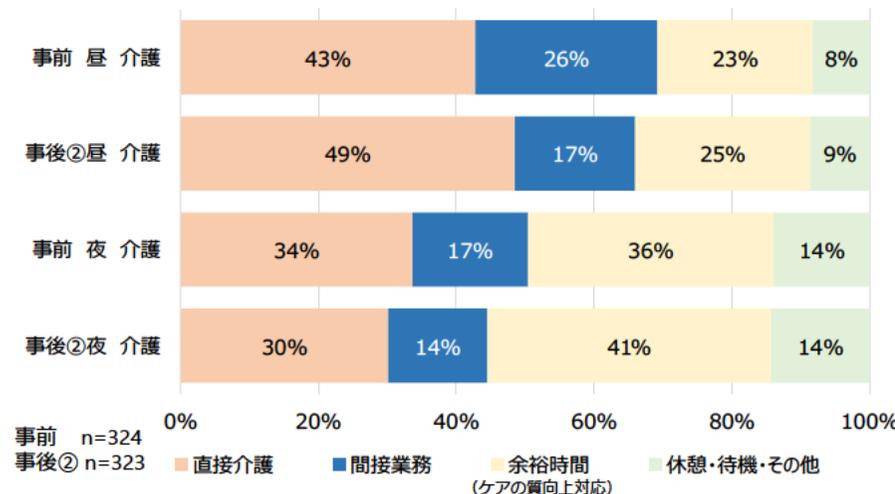
- 業務端末を用いた連絡方法に変更したことで、情報共有が漏れなくできるようになった。
- 体位変換装置を活用することでスタッフの訪室が減ったため、利用者の安眠が促進された。
- アクティビティの時間を確保することができた。

※2：各調査期間（7日間）に業務した全介護職員の業務時間のうち、直接介護及び間接業務時間の合算（休憩・待機及び余裕時間等は含まない）。事前調査期間の総業務時間合計を100%とした。

※3：事前の介護職員1人あたりの利用者数は2.49人（2.49：1）。

- ▶ 昼間における介護職員1人当たりの業務時間は、間接業務時間が減少し、直接介護及び余裕時間（ケアの質向上対応）が増加した。
- ▶ テクノロジー活用により、利用者の安眠が促進されるなど、ケアの質の向上につながる事例がみられた。

職員タイムスタディ調査結果※4



主な余裕時間（ケアの質向上対応）の使われ方

- 利用者の希望に応じた外出（散歩）の支援
- 利用者とのコミュニケーション量の増加
- 利用者の居室の整理支援
- レクリエーションのメニューの増加検討 等

※4：昼間（7時～20時）及び夜間（20時～翌7時）における介護職員の総業務時間を合計し、業務割合を算出。

## 主な実証結果

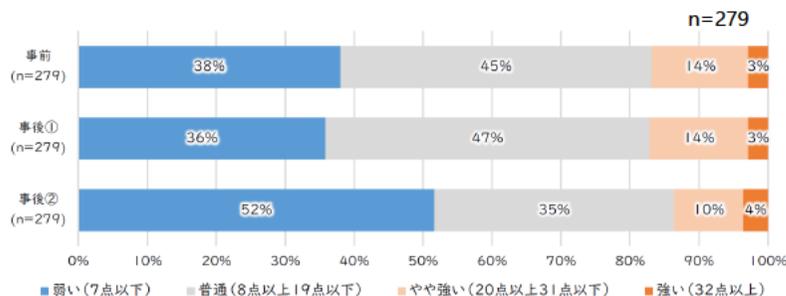
## 導入目的

テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすデータを活用したPDCAサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める

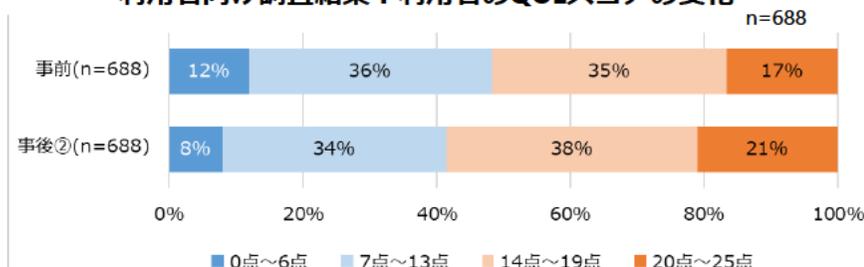
➤ 職員の心理的負担評価については、事前・事後において、大きな変化はなかった。

➤ 利用者のQOLのスコアを見ると、事前に比べ、事後において、得点が上昇する傾向が見られた。

職員向け調査結果：心理的負担評価※1



利用者向け調査結果：利用者のQOLスコアの変化※2



## 主な実証結果

### 職員ヒアリング結果

- 業務コミュニケーション機器により、朝夕の申し送りの時間をなくすことができた
- Qラインを活用して、モニタリング・アセスメントに係る打ち合わせを新たに実施できた
- 入浴支援機器により、移乗による転倒リスクが減り、より安全にケアができるようになったため、心理的負担が軽減した
- Qラインを活用して、新規採用者に間接介護からOJTにより教育することで、より早く現場に入られるようになった



利用者



職員

### 利用者ヒアリング結果

- 入浴支援機器のミストシャワーがとても気持ちが良い。家族からも「私も入りたい」と言われている。一家に一台欲しい
- 入浴支援機器のミストシャワーによりマッサージの効果もありそうで、贅沢な生活をさせてもらっている
- 機器導入のような新しい取組は賛成。本人が手を出さずともスタッフの操作により自動で危険なくケアを受けられる
- レクリエーションのメニューが増え、昨年からは書道ができるようになり参加するのが楽しみになった

※1：SRS-18を用いて評価。個人の合計点が0～7点を「弱い」、8～19点を「普通」、21～31点を「やや強い」、32点以上を「強い」と評価した

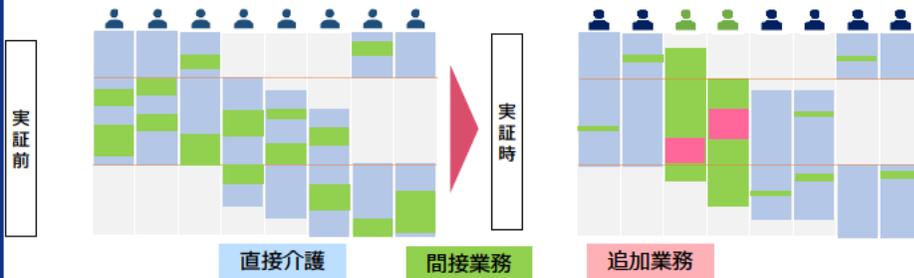
※2：WHO-5の結果。5項目の得点を「いつも」を5点～「まったくない」を0点として足し合わせた合計点。

## 導入目的

テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすデータを活用したP D C Aサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める

- 介護補助職者が対応可能な業務を洗い出し、間接業務は介護補助職者（Qライン）が対応
- 入浴支援機器を用いて、2人体制での機械浴から1人での入浴支援に変更
- 毎日の申し送りや付箋等を用いた業務連絡を廃止し、業務端末を用いた情報のやり取りに変更
- 介護職員が2時間おきに体位交換をしていた利用者について、体位変換装置を用いた体位変換に変更
- テクノロジー代替により削減できた直接介護と間接業務時間に品質改善の取組を追加

### オペレーション変更のイメージ



【実証前】

【実証時】

#### <業務例>

0600 起床介助  
0700 食事準備  
0700 移動介助  
0730 食事介助  
0730 配膳  
0800 下膳  
0830 移動介助  
0830 ベッドメイク  
0900 排泄介助  
1000 入浴準備  
...  
1030 入浴介助  
1030 居室清掃  
...

#### <直接ライン例>

0600 起床介助  
0700 移動介助  
0730 食事介助  
0830 移動介助  
0900 排泄介助  
...  
1030 入浴介助  
...

#### <Qライン例>

0700 食事準備  
0730 配膳  
0800 下膳  
0830 ベッドメイク  
1000 入浴準備  
...  
1030 居室清掃  
...  
1400 ACP聞取り

### 主な導入機器

分類	導入機器	活用例
入浴支援	マイクロバブル発生機 シャワー浴 高機能ドライヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の入浴にかかる身体的負担軽減</li> <li>入浴業務の効率化（2人介助を1人介助に）</li> </ul>
食事支援	再加熱カート	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の希望時間に合わせた食事提供</li> <li>食事準備にかかる業務の効率化</li> </ul>
食事支援	とろみサーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>食堂へ設置することで介護従事社へ依頼せずに自身で飲料を用意可能</li> </ul>
体位交換	自動体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> <li>褥瘡リスクの軽減</li> <li>体位交換の業務負担軽減</li> </ul>
アセスメント	自動体重測定器 車椅子体重計 電動爪切り 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種計測の負担軽減・効率化</li> </ul>
業務管理	業務コミュニケーションツール	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報連携や記録の効率化</li> </ul>

## 主なオペレーションの変更

# 介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業(令和5年度実証事業)

## 目的

介護現場において、テクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活用等による生産性向上の取組を推進するため、介護施設における効果実証を実施するとともに実証から得られたデータの分析を行い、次期介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集等を行うことを目的とする。

### 実証テーマ① 見守り機器等を活用した夜間見守り

令和3年度介護報酬改定（夜間の人員配置基準緩和等）を踏まえ、特養（従来型）以外のサービスも含め、夜間業務における見守り機器等の導入による効果を実証。

### 実証テーマ② 介護ロボットの活用

施設の課題や状況等に応じた適切な介護ロボットの導入とそれに伴う業務オペレーションの見直しによる効果を実証。

### 実証テーマ③ 介護助手の活用

身体的介護以外の業務や介護専門職のサポート等の比較的簡単な作業を行う、いわゆる介護助手を活用することによる効果を実証。

### 実証テーマ④ 令和4年度提案手法の更なる検証

令和4年度に実証した提案手法（テクノロジーやいわゆる介護助手の活用、介護職員の業務整理等）による効果の更なる実証。

## 想定する調査項目

※具体的な調査項目、調査手法（実証施設数含む）については、事業内に設置する有識者で構成する実証委員会にて検討

- ・ 介護職員の業務内容・割合がどのように変化したか
- ・ ケアの質が適切に確保されているかどうか（利用者のADL、認知機能、意欲等に関する評価、ケア記録内容 等）
- ・ 介護職員の働き方や職場環境がどう改善したのか（職員の勤務・休憩時間、心理的不安、意欲の変化 等） 等

## 実施スケジュール

- 4月～6月 実証施設選定（テーマ①～④）、実証計画（調査項目・手法等）の策定
- 6月・7月 事前調査
- 7月・8月 事後調査
- 9月～3月 データ分析、実証結果のとりまとめ

# 令和4年度実証事業の結果に関する各種意見 (社会保障審議会介護給付費分科会 令和5年4月27日)

## (先進的な取組に関する実証について)

- 実証を開始する時点（テクノロジーの導入等先進的な取組を実施する以前の時点）における、利用者の要介護度や認知機能等の状態や、職員の就業年数等サービス提供体制の整備状況等について、十分に勘案するべきではないか。
- テクノロジーの導入等の取組が、サービスの質の維持・向上や、介護現場における業務負担の軽減に十分につながるものであるか、しっかりと分析すべきではないか。
- いわゆる介護助手（当該実証においては、Qライン（クオリティライン）と呼称）について、介護職員の業務とどのように切り分け、どのように定義し、介護報酬改定においてどのように取扱うかの議論を進めるべきではないか。
- 特定施設における実証の結果であることや、3：1より少ない人員の配置で介護が可能であるという実証結果が、いわゆる介護助手を含まない、直接介護のみに携わる介護職員のみのものであることなどを踏まえ、人員配置基準の特例的な柔軟化においては、一定の要件を検討する必要があるのではないか。
- 施設規模等による傾向の違いや、平均した数値と個々の施設ごとの数値の差に考慮して、十分な分析を行うべきではないか。

## (実証の進め方について)

- 透明性、普遍性、公平性に基づいた実証を行うために、プロトコルの作成等に留意して実証を進めるべきではないか。
- テクノロジーの活用やそれに紐づくプライバシーに配慮した取組について、利用者やご家族に十分にご理解をいただく方法で実証を進めるべきではないか。
- 実証を行う施設数を十分に確保するとともに、実証に関わる施設等に偏りのないように実証を行うべきではないか。

## (今後の生産性向上の推進について)

- エビデンス、データをしっかり積み上げながら、今後の報酬改定に向けた論議につなげるとともに、一律の導入を進めるのではなく、まず焦点を絞って、積極的な導入を図るためのインセンティブ、補助金の在り方の検討が必要ではないか。
- 経営基盤が脆弱な小規模事業者では介護ロボット・ICTの導入が進んでいないことから、全ての事業者で導入が進むよう、導入した事業所については、介護報酬においてその取組を評価することで、さらなる導入を勧奨すべきではないか。
- ICT機器に関して、導入支援だけでなく、その後のランニングコストのサポートが必要ではないか。